

青森県青少年健全育成条例の改正（案）の骨子についての意見募集結果について

県が実施しました青森県青少年健全育成条例の改正（案）の骨子についての意見募集に対し、御意見をいただき、誠にありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する県の考え方は下記のとおりです。

記

1 意見募集期間

令和7年12月18日（木曜日）から令和8年1月16日（金曜日）まで

2 募集方法

県のウェブサイトページ（https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kodomo/kenmin/seishonen_jourei_iken2025.html）に案の概要等を掲載したほか、県県民活躍推進課、県政情報センター、県の各合同庁舎地域住民情報コーナーに備え付けました。また、希望者には郵送を行いました。

意見提出は、郵送、電子メールのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の氏名・住所（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）の明記を条件としました。

3 提出された意見

1人の方から延べ1件の意見をいただきました。その内容等は次のとおりです。
(意見の内容)

- ・その他（賛成） ※意見の内容詳細については別紙のとおり
(県の考え方)

御意見として承りました。御意見は今後の参考とさせていただきます。

担 当 青森県こども家庭部県民活躍推進課
電子メール katsuyaku@pref.aomori.lg.jp
電 話 017-734-9226
F A X 017-734-8050

(別紙)

青森県青少年健全育成条例の改正（案）の骨子についての意見（1件）の内容

青少年健全育成条例改正（案）について、取り組みに賛同いたします。

成功事例を調査し、それをこの青森県に適応させる方法を考えることが、より効果的な施策実施に繋がると考えます。

◆事例1 米国：Jenna's Law（ジェナズ・ロー）

概要：米国・テキサス州で制定された法律で、公立学校・保育施設で子どもの性的虐待防止に関する教育・研修を義務化。

結果：児童性的虐待の兆候を発見しやすくなり、通報件数の増加と早期対応につながっている。

◆事例2 英国・スコットランド等

概要：英国では、児童性的搾取（Child Sexual Exploitation, CSE）対策として警察・教育・社会福祉などが包括的に連携する仕組みを設けている。

結果：産学官が連携してガイドラインと教育プログラムを実施。法的対応だけでなく教育・保護・支援を統合した。

◆事例3 米国・My Life My Choice

概要：商業的性的搾取（CSEC）に対して、教育・メンター支援・被害回復を組み合わせたプログラム。構成要素として"サバイバー支援・メンター制度"、"10回系列の予防教育カリキュラム"、"専門職向けトレーニング"

結果：若年層のリスク認知・自己防衛力が向上し、被害後の回復支援体制の充実にも寄与した。

この地域（青森県）で取り入れる場合の具体例

条例改正では主に規制・罰則が焦点ですが、以下のような追加施策を提案することで条例の効果を高められます。

◆学校・保護者向け「教育・予防研修義務化」制度の導入

- * 児童・生徒向け予防教育
- * 性的被害についてリスクを知る授業
- * オンライン上の危険な行為の見分け方・対応方法
- * 教職員・保護者向け研修
- * 兆候の見分け方
- * 通報手順・支援体制の理解
- * 安全教育の実施方法

◆「多機関連携ガイドライン」の策定・公式LINE運用

- * 教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等が共通プロトコルを持つ
- * 発見 → 通報 → 介入 → 支援までの統合的な体制を整備

◆「予防教育カリキュラム」の導入と評価体系の設定

- * 学校教育における性被害予防教育を体系化
- * 年度ごとに効果を評価して改善版を公開
- * 例) アンケートによる危険認知度の変化
- * 例) 相談窓口利用数の推移
- * 例) 事件・事故報告数と啓発実施数の比較

上記の提案が、青少年健全育成条例改正（案）をより実効性のあるものにし、青少年を守るためにより強固なネットワークを築くことに寄与できると考えております。